

生活困窮者の住宅支援を拡充

市くらしサポートセンターでは、4月1日から住まいに関する支援を新たに始めました。経済的に困り、住まいの問題を抱えている人はご相談ください。
 図保護自立支援課(☎504-2799、☎504-2169)



新規支援！引っ越し代などを支援 - 住居確保給付金(転居費用補助分)支給 -

収入が著しく減少し、家計改善のため、転居により家賃負担を軽減する必要がある人に対して転居費用相当額を支給します(生活保護を受給している人は対象外)。支給額には上限があります。

支給対象者には、世帯の月額収入の合計額と金融資産の合計額がそれぞれ基準額以下(下表)などのさまざまな要件があります。詳しくは、市ホームページ(右記)をご覧ください。区くらしサポートセンター(右表)にご相談を。

■収入要件など

月額収入基準額／資産基準額

- 単身世帯：12万2000円／50万4000円
- 2人世帯：17万6000円／78万円
- 3人世帯：22万1000円／100万円
- 4人世帯：26万3000円／100万円
- 5人世帯：30万4000円／100万円
- ※申請者の家賃によっては収入基準額が変わることがあります

■支給対象の例

- 生計を担っていた家族が亡くなったか、休業や仕事を辞めたことにより、収入が著しく減少し、家賃が安い住宅への転居が必要になった人 など

■支給対象の費用

- 引っ越し代
- 転居のための初期費用(礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料) など
- ※敷金、契約時に支払う家賃(前家賃など)、家財や設備の購入費は支給対象にはなりません

従来の支援も 家賃を支援 - 住居確保給付金(家賃補助分)支給 -

離職などにより住居を失った人、失う恐れのある人には、就職に向けて活動することを条件に、一定期間、家賃相当額を支給しています(生活保護を受給している人は対象外)。

収入・資産要件、支給上限額がありますので、詳しくは、市ホームページをご覧ください。区くらしサポートセンター(下表)にご相談を。

市HP ページ番号 1021956



新規支援！くらしサポートセンターに住まい相談支援員を配置

各区くらしサポートセンターの「住まい相談支援員」は、次のような支援を行います。

- 転居などの住まいの課題を中心とした相談

● 大家、不動産事業者、居住支援法人、地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センターなどとの連携 など

各区くらしサポートセンター相談窓口

区	場所	電話
中	中区地域福祉センター(中区大手町四丁目1-1)	545-8388
東	東区総合福祉センター(東区東蟹屋町9-34)	568-6887
南	南区役所別館(南区皆実町一丁目4-46)	250-5677
西	西区地域福祉センター(西区福島町二丁目24-1)	235-3566
安佐南	安佐南区総合福祉センター(安佐南区中須一丁目38-13)	831-1209
安佐北	安佐北区総合福祉センター(安佐北区可部三丁目19-22)	815-1124
安芸	安芸区総合福祉センター(安芸区船越南三丁目2-16)	821-5662
佐伯	佐伯区役所別館(佐伯区海老園一丁目4-5)	943-8797

※ファクス(264-6413)、メール(kurasapo@shakyohiroshima-city.or.jp)による相談もできます(各センター共通)

講師派遣で分かりやすい人権研修を

市は身の回りにある人権問題について、地域や職場などで理解を深めるための研修の場に、人権啓発指導員を講師として派遣しています。
 図人権啓発課(☎504-2165、☎504-2609)

人権研修の講師を派遣します

人権とは、人種や民族、性別を超えて万人に共通した権利で、誰にとっても身近で大切なものです。人権問題への理解を深めるため、人権をテーマとした研修会に講師派遣の依頼をしませんか。お気軽にご相談ください。

■対象 市内のグループの集まり、各種学校・団体などの学習会、企業での職場研修

■テーマ ●人権教育 ●こどもの人権 ●高齢者の人権 ●障害のある人の人権 ●部落差別(同和問題) ●インターネットと人権 ●性的マイノリティ ●ハラスメント ●ビジネスと人権 など

■費用 無料(研修会場はご用意ください)

■申し込み まずは日程やテーマなどを電話かファクス、メールなどで、ご相談ください

■研修資料の貸し出しもあります
 人権啓発DVD、パネルの無料貸し出しを行っています(販売はしていません)。DVD、パネルの一覧など、詳しくは市ホームページで。

具体的な事例で理解を深める人権研修

JRバス中国(株)総務課
 山下潤子さん



障害のある人への配慮、各種ハラスメント対策などに取り組むため、社員向けの人権研修を毎年実施しています。具体的な事例などを交えた講師の話やディスカッションがあり、大変分かりやすい研修です。参加社員も「人権問題はどこの会社にも起こりうる」と知り、人権に配慮した会話術など参考になりました」と話しています。

人権について自分事として考えることが、人権尊重の第一歩。企業として今後も講師による研修を活用していきたいです。

詳しくは、市ホームページで

市HP ページ番号 1021677



・DVD一覧

市HP ページ番号 1027548



・パネル一覧

市HP ページ番号 1021591



病気やけがで判断に迷ったら

急な「病気」や「けが」のとき、救急車を呼ぶか、そのまま様子を見てもよいかなど迷ってしまう場合は、電話で相談できます。

図医療政策課(☎504-2178、☎504-2258)

救急車を呼ぶべきか迷ったときは、救急相談センター広島広域都市圏・備後圏域(ダイヤル「#7119」)に電話してください。相談員(看護師)が症状を聞いた上で、緊急性を判断し、受診のタイミングなどのアドバイスを行います。



相談者
 119番の前に
 電話相談を

救急車を呼んだほうがいいの？

すぐ受診したほうがいいの？

今から受診できる病院は？

緊急か迷うとき

「救急相談センター広島広域都市圏・備後圏域」へ

☎ #7119

24時間365日 相談無料
 (通話料はかかります)

※つながらない場合は、☎246-2000へ

救急相談センター



受付員



相談員(看護師)

専門的な助言



医師
 (看護師と電話でやりとり)

今、受診できる医療機関をご案内します

医療機関案内

今は様子を見て、症状が悪化した際は受診してください

症状に応じた案内

早めに医療機関を受診してください

受診の勧奨と医療機関案内

すぐに救急搬送が必要です

119番へ転送など

！ ろれつが回らない、片方の手足が動かないなど緊急時は、ためらわず119番へ